

# 11.国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額（処置要求）

## 負担金の概要

- ✓ 国は、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度を導入し、低所得者の数に応じて、平均保険料の一定割合を公費で補填する保険者支援分を創設。市町村は、保険者支援分として、一般会計から、所得の少ない者の数に応じるなどして算定した額を特別会計に繰り入れ、国は、繰入金額の2分の1を負担
- ✓ 繰入金額は、平均保険料算定額（保険料算定額÷一般被保険者数）を算定し、これに保険料が軽減された世帯の一般被保険者数及び所定割合を乗じるなどして算定。世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等は、**当該年度の10月20日までの間に把握した保険料の賦課期日（毎年4月1日）現在の状況**に基づく
- ✓ 保険料算定額のうち、**均等割総額は一般被保険者数に均等割額を乗じた額と、平等割総額は世帯数に平等割額を乗じた額とそれぞれ一致することとなる**
- ✓ 負担金の交付額は、作成要領等によれば、算出基礎表に**当該年度の10月20日までの間に把握した賦課期日現在の世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等の情報を入力して繰入金額を算定し、これに2分の1を乗ずるなどして算定**
- ✓ 各市町村は、世帯数、一般被保険者数等の情報を**データで管理するシステムを独自に導入**。抽出の時点等の**条件を設定した上で算定用データを抽出**し、集計した計数を算出基礎表に入力して、繰入金額及び負担金の交付額を算定

## 検査の結果

- ✓ **19道府県の111市町村において、均等割総額又は平等割総額の少なくともいずれかが、一般被保険者数に均等割額を乗じた額又は世帯数に平等割額を乗じた額と一致しておらず、繰入金額及び負担金の交付額計637億764万円（平成28～令和元年度）が適正に算定されていない**
  - 算出基礎表に入力する世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等の**抽出条件を誤っていたこと**などが原因
  - **19道府県は、負担金の実績報告書の審査に当たり、算出基礎表において、均等割総額が一般被保険者数に均等割額を乗じた額と、平等割総額が世帯数に平等割額を乗じた額とそれぞれ一致しているかなどを確認せず**
- ✓ 繰入金額及び負担金の適正な交付額を改めて算定できたのは、12道府県の30市町村。うち**12市町で負担金1409万円が過大交付**。残りの19道府県の84市町村の506億8132万円は、**データの上書き、システム更新時のデータ廃棄等により、過年度分の算定用データを抽出できず、適正に算定ができない状況**

## 要求する処置

- ✓ 過大交付されていた12市町に対して、**負担金の速やかな返還を求め、適正な負担金の交付額を算定できない84市町村に対して、現保有資料で適切に負担金の交付額を算定させ、過大交付されている場合は、速やかに返還を求める**
- ✓ 市町村に対して、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、**データを抽出する時点等の抽出条件を周知徹底**
- ✓ 都道府県及び市町村に対して、**適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することを周知**
- ✓ 市町村に対して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要な**データを適切に整理、保管することを周知**

# 11.国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額（処置要求）

## 算出基礎表に入力する情報

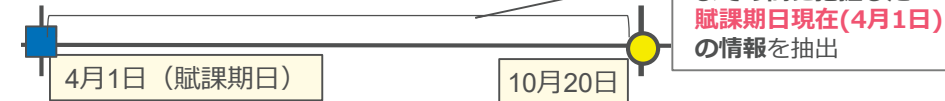
- 保険料算定額のうち、均等割総額及び平等割総額は、以下の算定式のとおり一致することとなる

$$\text{均等割総額} = \text{均等割額} \times \text{一般被保険者数}$$

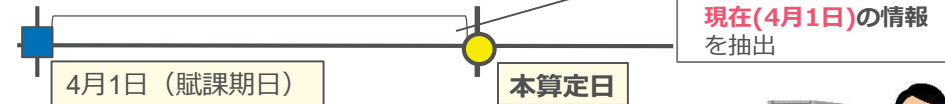
$$\text{平等割総額} = \text{平等割額} \times \text{世帯数}$$

- 算出基礎表に入力する情報の抽出条件

- ・ 世帯数、一般被保険者数、保険料算定額等の情報



- ・ 平成27年度までの作成要領における保険料算定額の抽出条件



各自治体は一般被保険者数等の情報につきデータ管理システムを独自に導入、抽出



## 検査の結果

- 算出基礎表を確認したところ、均等割総額、平等割総額の少なくともいずれかの式が一致せず、繰入金額及び負担金が適正に算定されていない（19道府県111市町村 計637億764万円）

- 19道府県は、審査に当たり、一致していないことを確認せず

原因（16道府県78市町村）

- ・ 誤って10月20日現在の情報を抽出
- ・ 作成要領改正前の条件である本算定日で抽出

再算定

12道府県の30市町村 → 算定用データを抽出して再算定した結果 12市町の負担金計1409万円が過大交付

19道府県の84市町村（計506億8132万円） → 適正に再算定できない ❗

原因

- ・ システムに保存されている世帯数等のデータの上書き
- ・ システム更新時にデータを廃棄

要  
求  
す  
る  
処  
置

- 過大交付されていた12市町に対して、負担金の速やかな返還を求め、適正な負担金の交付額を算定できない84市町村に対して、現保有資料で適切に負担金の交付額を算定させ、過大交付されている場合は、速やかに返還を求める
- 市町村に対して、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、データを抽出する時点等の抽出条件を周知徹底
- 都道府県及び市町村に対して、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することを周知
- 市町村に対して、負担金の交付額を再度算定する場合に必要なデータを適切に整理、保管することを周知